

学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する告示について
の意見

2026年1月18日
東京私大教連中央執行委員会

1. 「既設学部等の収容定員充足率が0.7倍を上回ることを認可基準に加えること」に強く反対する。

設置認可の申請時、申請者の設置する全ての大学の既設学部（短期大学・高等専門学校は学科）が上回っていなければならないとする定員充足率を、0.5倍から0.7倍に引き上げる審査基準の改正に強く反対する。

現行においては、2022年10月の改正によって、文科省収容定員充足率が0.5倍以下の学部・学科が一つでもある場合、当該大学が授与する学位の種類および分野の変更を伴う学部の改組・新設などの設置認可申請ができないこととなっているが、今回の改正は、その要件を0.7倍へと更に引き上げるものである。

私立大学は、法令に基づき、定員に応じた教員配置や教育環境を整備している。収容定員未充足は、整備された教育体制に対して学生数が少ないという状況を示すにすぎない。むしろ、学生一人当たりの教員数（S/T比）の観点からは、よりきめ細かな教育が可能となる場合もあり、直ちに否定的に評価されるべきものではない。特定の学部・学科における定員未充足をもって、大学全体の将来的な教育体制の維持が不可能であるかのように扱うことは不適切である。

収容定員充足率が0.7倍以下の学部が一部に存在したとしても、法人全体として財政的な問題もなく運営され、教育研究活動を安定的に継続している大学法人は決して少なくない。こうした大学から、学部再編・大学改革の選択肢を狭めたり奪うことは、定員割れ状況を改善する多様な途を閉ざすものであり、極めて問題である。

定員割れは、大規模私立大学よりも中小規模の私立大学において生じている。その要因には、急速な少子化の進行といった大きな問題があり、当該大学の責任に帰するものではない。政府が長期にわたり私立大学等経常費補助を削減・抑制しつづけ、さらには定員割れ大学に対して懲罰的な補助金減額措置を強化し、中小規模私大の教育研究活動の基盤を弱体化させてきたことも、大きな要因である。中小規模の私立大学は、少人数教育による質の高い教育、地域や専門分野に根ざした多様な人材養成など、日本の高等教育において重要な役割を果たしてきた。学生や市民の多様な進学希望に応え、教育研究の多様性を維持・発展させるためには、大規模私立大学のみならず、中小規模私立大学が存立し続けることが不可欠である。今回の改正は、こうした大学をいっそう追い詰め、私大淘汰をいっそう加速させるものであり、到底容認できない。

現行は、2022年10月の改正により、収容定員充足率が0.5倍以下の学部・学科が一つでも存在する場合、学位の種類や分野の変更を伴う学部改組・新設等の設置認可の申請ができないこととなっている。日本私大教連が実施した調査（「『定員割れ大学への制裁措置と私立大学振興策に関するアンケート調査』結果」2025年3月）では、「定員割れ解消のための自主的な改善努力を妨げる措置であり、廃止すべきである」との回答が多数（86.7%、197回答のうち170件）を占

めている。今回の改正は、こうした声を無視し、0.5倍から0.7倍へとさらに厳しい要件を加えるものであり、強く反対する。このような基準を設けること自体を直ちに中止すべきである。

なお、今回の改正では、収容定員充足率が0.7倍以下のすべての学部又は学科等を廃止する計画を有している場合には例外とする旨が示されている。しかし、定員削減ではなく「廃止」を条件として縮小を迫ることは、行きすぎた行政介入と言わざるを得ない。

2. 「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」第二の五（これを準用する第四の五などを含む）に、（五）を新設して学校法人の資産の状況を要件に加えたり、経常収支差額を重視したりすることに反対する

（1）「開設年度の4年前から一度も経常収支差額がマイナスとなっていないこと、かつ、申請年度において運用資産が外部負債を上回っていること」を要件とすることには反対である。財政状況をある程度審査する必要はあるとしても、改正案のような画一的な要件を設けるべきではない。経常収支差額が一時的な要因でマイナスとなることは生じうるのであって、あまりにも機械的過ぎる要件である。また、学校法人の採算を示すのは、基本金組入前当年度収支差額（事業活動収支差額）であり、遊休資産の売却等で収益を確保しても経常収支差額には含まれない。外部負債が運用資産を上回るという基準も、外部からの資金提供を受けて再生していく可能性を閉ざすことになりかねない。

（2）改正案は、申請年度の3年前から経常収支差額がマイナスとなっている年度があればその要因分析の結果と改善方策を示させて審査するなど、経常収支差額を重視した基準の強化が盛り込まれているが、問題である。

学校法人会計基準の事業活動収支計算書においては、教育活動収支差額と教育活動外収支差額を合算した金額が経常収支差額とされているが、このほかに特別収支差額があり、それも足した基本金組入前当年度収支差額（事業活動収支差額）が、学校法人の採算を示す金額である。

特別収支の収入には、有形固定資産を取得するための施設設備補助金、施設設備寄付金などが計上される。ところが、減価償却額、図書や備品の廃棄損など有形固定資産についての支出は、教育活動支出に計上され、経常収支差額に含まれており、対応していない。

また、特別収入が多い大学法人も少なくない。ことさらに経常収支差額を重視し、基準とすることはやめるべきである。

（3）改正案は、「経営状況を判断する指標」を審査項目に追加している。しかし、内容がまったく不明であり、どのような指標かも示さぬまま規程改正を行うべきではない。

3. 公教育機関である私立大学への淘汰政策をやめ、振興政策への転換を図るよう求める。

今回の改正は、「我が国の『知の総和』向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）」や、それを受け、十分な審議もなしにまとめられた「社会とともに歩む私立大学の変革への支援強化パッケージ－2040年を見据えて社会とともに歩む私立大学の在り方検討会議 中間まと

めー（2025年8月29日）」に基づく、私立大学を淘汰するための施策である。

私立大学は日本社会の人材輩出に大きな貢献をしてきた。2025年、私立大学には約206万人の大学生が在籍し、全大学生の約8割が学んでいる。国民の大学進学意欲の高まりに応えて学生の学ぶ権利を保障してきたのは私立大学である。大学専任教員の割合でも約6割（約12万人）が私立大学に在籍し、高等教育を担う人材の雇用を維持し、学術・研究を担っている。まずは政府として、大学進学率全体を引き上げる方向性を示すべきである。そして、家計に重い負担となっている高学費の軽減に向けた施策をより推進していくべきである。少子化の進行の原因は教育費の高騰にも起因していることから、その具体的な対策をとるなどの少子化対策を着実に実行しつつ、日本の高等教育と学術を支える、公教育機関である私立大学の発展を目指すべきである。私立大学を淘汰する政策を強権的に推し進めていることに改めて反対する。

政府は私大振興ではなく、「再編・統合等による規模の適正化」を掲げ、収容定員未充足大学を縮小・淘汰する政策を進めてきた。政府はこれまでも定員未充足大学に対し、①私立大学等経常費補助金の懲罰的削減、②修学支援制度における機関要件からの除外、③収容定員充足率が5割以下の学部等の設置不認可、というペナルティを課してきた。政府は、正当性の無いこれらの措置によって、小規模私立大学を困窮させてきた。

教育基本法8条、私立学校振興助成法は、公教育機関である私立学校の振興をはかることを国の責務として定めている。これらを無視し、高等教育の主たる担い手として多大な役割を果たしてきた私立大学を、強権的に淘汰していく政策をすすめることは許されない。国は、淘汰政策をやめ、私立大学の自主性を尊重し、小規模を含む私立大学の振興を図るべきである。